江戸川区職員措置請求監査結果

平成 24 年度政務調査費に関する件

平成26年5月

江戸川区監査委員

写

江戸川区監査委員告示第1号

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく「平成 24 年度政務調査費に関する件」に対する江戸川区職員措置請求について、同条第 4 項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条同項の規定に基づき別紙のとおり公表する。

平成 26 年 5 月 7 日

 江戸川区監査委員
 小久保
 晴
 行

 同
 北
 川
 浩

本件請求については、平成26年5月2日に監査委員2名の合議により、以下のとおり決定した。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

江戸川区北篠崎 氏名 A ほか7人

2 請求書の提出平成 26 年 3 月 12 日

3 措置請求の内容

(1) 請求の主たる内容

区議会自由民主党視察団(10名)は、平成24年11月12日~11月19日の8日間、政務調査費574万5千円を使ってウィーン・ミュンヘン視察旅行を実施した。

本件視察旅行の報告書(別紙「事実証明書1」)を開示請求によって入手し検討した結果、報告書は視察目的6項目の「成果」が合計31ページ(大半が外形的事実の記載と写真)でまとめられているが、以下の理由により本件視察旅行は違法または不当である。

第一に、報告書「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」は、3ページから成るこの報告書のうち、2ページ半に相当する部分は「総括」部分を含めて、2年以上前に掲載された「一般社団法人日本産業機械工業会」のホームページ内の同名の報告文「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」(掲載日:2010-08-06 レポートの発表元:日本産業機械工業会・http://www.jsim.or.jp/kaigai/1007/004.pdf・別紙「事実証明書 2」)からの丸写しであり、視察の名に値しないと思われる。

第二に、2013年9月19日、山梨県議らの平成21 22年度研修旅行にたいして、850万円もの返還命令を出した東京高裁判決(別紙「事実証明書3」)に照らしても、本件視察旅行は違法または不当であると考えられる。

(詳細は、「3.請求の要旨」参照)

よって本視察旅行視察費用 574 万 5 千円の損害が区に生じたものと考えら

れるため、江戸川区長多田正見は区議会自由民主党に対し、本件視察旅行で使われた政務調査費 574 万 5 千円の弁償を求めること。【原文のまま】

(2) 請求の要旨

視察旅行の性格がどのようなものであったかは、最初の報告書「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」(「事実証明書 1」)に如実に表れている。

なぜなら、3ページから成るこの報告書のうち、2ページ半に相当する部分はすべて「一般社団法人日本産業機械工業会」のホームページ内の同名の報告文「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」(<u>http://www.jsim.or.jp</u>/kaigai/1007/004.pdf・「事実証明書 2」) からの丸写しである。

以下、丸写しが判明したこの「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」全文を掲載し、そのなかの丸写し部分をアンダーラインで表示するとともに、上記HPの丸写し元の文章とページ数(掲載日:2010-08-06 レポートの発表元:日本産業機械工業会)をその後に記す。

「<u>ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告</u> 担当 斉藤正隆 実施日時 2012 年 11 月 13 日 (火)

視察先 オーストリア・ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設内 バイオガス抽出施設

2012年11月13日に、ウィーン市郊外に2008年10月操業を開始したPfaffenau(プファッフェナウ)ごみ焼却処理施設を訪問しました。この施設はオレンジを基調とした斬新なデザインの施設で、バイオ系廃棄物からバイオガスを抽出する施設、および下水処理施設等を含む総合環境複合施設です。今回は先方の都合により、バイオガス施設について視察をしました。

<施設の概要>

ウィーン市内東部の高速道路沿いに位置しており、プファッフェナウごみ焼却処理施設と呼ばれています。・敷地面積 46,000 ㎡、建設面積 11,000 ㎡・年間のごみ処理量 25 万トン・建設費 ごみ焼却施設 1 億 8000 万ユーロ + バイオガス施設 5500 万ユーロ = 総工費 2 億 3500 万ユーロ

<視察報告>

この施設では、ウィーン市内5万世帯分の家庭ごみを燃料としています。家庭 ごみの分別は古紙、バイオ系(生ごみや植物など) その他、ビン、缶、金属 類に分類することになっています。この施設では上記の分類の「その他」にあ たるごみとバイオ系(生ごみや植物など)を処理しています。平均発熱量は 9000kJ/kg と推測されます。ごみの収集は有料で、年間売電量は 65GWh/年 (25,000 家庭分相当) 採算は不明とのことです。従業員は 50 名で全員が市 に所属、内4名がバイオガス施設を担当しています。我々、視察団 10 名は、 プファッフェナウごみ焼却処理施設・バイオガス施設副所長の案内で施設内を 見学しました。

バイオガス製造までのフロー

残飯・生ごみ・植物など プール スクリューで撹拌 マグネットで金属類を分離 コンベアにのせ篩にかけ、小さく細分化 水を加えて撹拌し、砂・石・ガラスを除去 消毒作業 水・酵素を加え 20 日間発酵 バイオガス抽出 熱処理工場 市内 1000 所帯分のセントラルヒーティングに利用

このバイオガス施設内では、・生産能力 1 時間で 350 ㎡製造、・汚れた空気はフィルターを通し、非イオン化・浄化し大気へ戻す、・バイオガス精製後、残留物は不純物を除去し、堆肥を製造。年間 12 万トン、 販売はグループ別会社

<総括>

オーストリアは、ユーロ圏のほぼ中央に位置し、人口は約850万人で、比較的裕福な国です。オーストリアでは、2004年に家庭ごみの埋め立て及び残飯などを家畜の餌にすることが法律で禁止されており、ゴミ処理を含む環境に対する意識は高いものがあり、バイオガスなどの技術も積極的に取り入れています。欧州と日本のごみ焼却施設の最大の相違点は、地域熱供給を積極的に行っているかどうかの点であると考えられます。熱供給を多くすることで、施設全体の熱効率も76%と高く、CO2排出削減にも大きく寄与することが可能と思われます。日本では地域熱供給のインフラ整備が不十分であり、近隣施設への熱供給以外は発電に回さざるを得ない状況です。費用対効果の面では不明確な部分が多く、今後の検討課題と思われます。」

以上、自民党海外視察団「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」報告書全文(他に写真3枚)

以下、「一般社団法人日本産業機械工業会」のホームページ内の同名の報告文「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」(http://www.jsim.or.jp/kaigai/1007/004.pdf・「事実証明書 2 」) の上記のアンダーラインの対応箇所・(「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」2010 年 5 月 20 日見学p58)

・(「ウィーン市内に 2008 年 10 月に操業を開始した Pfaffenau ごみ焼却処理施設を見学」p58)

・(「この Pfaffenau 施設もオレンジを基調とした斬新なデザインの施設」p58)・(「バイオ系廃棄物からバイオガスを抽出する施設、下水処理施設等が立地しており、総合環境複合施設」p58)

- ・(「施設の概要」p58)
- ・(「立地場所ウィーン市内東部、市内中心部から空港・ブダペスト方面へ向かう高速道路(A4号線)沿いに近い場所に位置する」p58)
- ・(「施設名称 Müllverbrennungsanlage Pfaffenau (プファッフェナウごみ焼却処理施設)」p58)
- ·(「建築条件 敷地面積 46,000 ㎡、建設面積:11,000 ㎡」p58)
- ・(「年間ごみ処理量 25 万トン/年」p58)
- ・(「総工費 2 億 3500 万ユーロ (隣接バイオガス施設込、ごみ焼却施設のみでは 1 億 8000 万ユーロ)」p58)
- ・(「ウィーン市内約5万世帯分の家庭ごみを燃料とする。家庭ごみの分別を説明すると、古紙(Altpapier) バイオ系(生ごみや植物等、Biotonne) その他(Restmüll) ビン類、缶・金属類などに細かく分別して廃棄することになっている」p58)
- ·(「家庭ごみとは「その他 (Restmüll)」を指す 」 p58)
- ·(「ごみ平均発熱量は9,000kJ/kgと推測される」p58)
- ·(「年間売電量 65GWh / 年 (25,000 家庭分相当)」p59)
- ・(「従業員数 50 名 (全員ウィーン市所属の従業員である。)」p59)
- ・(「オーストリアでは、2004年に家庭ごみの埋立が法律で禁止されたので、 ごみ処理を含む環境に対する意識は高いものがある。・・・オーストリア自体が 人口約840万人の小国であり、またバイオガス等の技術も積極的に取り入れる など・・・」p60)
- ・(「欧州と日本のごみ焼却施設の最大の相違点は、地域熱供給を積極的に行っている点であると考える。熱供給を多くすることで、施設全体の熱効率も76%にまで増加させることができており、CO2排出削減にも大きく寄与することが可能となっている。日本では地域熱供給のインフラ整備が不十分であり、近隣施設への熱供給以外は発電に回さざるを得ない状況である」p60)
- ・(「『ボイラや発電設備を設置するコストが、電力および熱供給の収入で回収可能か?』との質問があった。建設コスト以外の要素も複雑に絡むため、担当者も明確な回答はできなかった」p60)

以上のことから、区議会自由民主党視察団の「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」書が、総括を含むほぼ全体が日本産業機械工業会のホームページからの丸写しであることは明白です。

区民の納めた税金 574 万 5 千円を使用した海外視察の成果が、海外視察でしか得られない「特段の調査研究」の結果ではなく、日本国内のホームページで容易に入手できる情報の丸写しでしかなかったとすれば、それは「海外視察に名を借りた観光中心の私的旅行」であったとしか思えません。

また、2013 年 9 月 19 日、山梨県議らの平成 21 22 年度研修旅行にたいして、850 万円もの返還命令を出した東京高裁判決(別紙「事実証明書 3」)の趣旨は以下のようなものであった。

「アメリカ視察・報告書」の「計 17 頁」にわたる「参考資料」は、「日本政府観光局企画部作成に係る平成 21 年 11 月における訪日外国人や出国日本人の推計値等を国別にまとめて要因を検討したもの」であり、「わざわざニューヨーク支店を訪問するまでもなく我が国において容易に入手できるもの」とし、「海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行というべきものであった」と断罪している。

そのような視察は「政治家としての意欲の向上につながるものであると しても、それは、政治家個人の研鑽という分野に属することであって、決して 公の費用でもって行うべきものではなく、自費で行うべきもの」としている。

別の「エジプト」報告書については、「外形的な事実が 10 行程度記載」され、「写真のみが掲載」され、「外形的抽象的な記載」にとどまり、「山梨県の公共輸送機関に関わるような有益な具体的情報の記載は一切ない」と批判している。

さらに別の「韓国視察」についても、「一般の観光旅行における見学とは 異なる何らかの特段の調査研究がされた事情はおよそ窺うことができない」と し、政治家の公費での視察旅行には「特段の調査研究」報告が求められること が強調されている。ここでも海外観光地の訪問が「議員としての見識を高める ことになるとしても、それは本来自らの費用による旅行として行うべきこと」 が再度述べられている。

上記の判決例でのポイントは、第一に、海外視察の成果が「わざわざニューヨーク支店を訪問するまでもなく我が国において容易に入手できるもの」であってはならず、公費を使った海外視察には、「一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究」が求められるということ。すなわち、海外視察の成果は、国内では容易に入手不可能で、現地を訪問し調査することが不可欠であること。

第二に、視察の成果が、当該行政区域の「福祉向上」にとって具体的な関連性を有すること。「成果」が「写真のみの掲載」され、「外形的抽象的な記載」にとどまるような視察は、「政治家としての意欲の向上につながるものであるとしても、それは、政治家個人の研鑽という分野に属することであって、決して公の費用でもって行うべきものではなく、自費で行うべきもの」であること。以上である。

まして、海外視察旅行以前に、既に日本のホームページで2年以上も前に発表されているレポート内容を、そのまま丸写しした「ウィーン市 Pfaffenau ご

み焼却処理施設視察報告」なるものが視察に値しないものであったことは明白である。

今回の報告書はこれ以外に、「ドナウ川の河川防災と危機管理についての視察報告書」、「ウィーンプライナー音楽院視察」、「視察報告・子どもネットワークコーポレーション」、「ウルム市におけるエネルギー転換策と環境政策について」、「ゲルメリング クラインガルテン協会の視察について」の五つあります。例えば、その中でもっとも頁数が多かった「ドナウ川の河川防災と危機管理についての視察報告書」(全13頁)の内容でも以下のようでした。

ドナウ川洪水対策視察について

実施日時

視察先

現地手配の関係で当初視察予定の「ドナウ川の氾濫の状況や洪水対策」から「クレム市の災害対策本部」の訪問になった。

項目

ドナウ川について(ドナウ川の地形の外形的事実説明1頁) ウィーン周辺の洪水対策について(洪水工事の外形的事実半頁) クレムス市の洪水対策について(市の洪水対策の外形的事実半頁と消防 本部の説明半頁、護岸現場の見学と説明1頁)

感想「護岸の高さを越える増水への対処はどうなのかと考えましたが過去の統計上で護岸の高さや堤体の厚みなど安全、防災に備えていると感じました。近年の温暖化や世界的な気候変動の中で融雪や集中豪雨など従来の経験則だけでは計り知れない危機もあるのではと感じました。」

その他、本報告書8頁すべて現地の写真のみ

他の報告書も含めて、そこで述べられている内容は、わざわざドイツを訪問するまでもなく日本国内で容易に入手可能な情報であること、外形的抽象的な記載・写真掲載と一般的な感想にとどまり「特段の調査研究」の成果とはいえない。

以上のことから、東京高裁判決(別紙「事実証明書3」)に照らしても、本件視察旅行は違法または不当であると考えられる。

【原文のまま。請求人:「目録」の写しは本監査結果の17頁に掲載】

(3) 事実証明書

ア「事実証明書1」

区議会自由民主党視察団(10名)の平成24年11月12日~11月19日の8日間、ウィーン・ミュンヘン視察旅行報告書「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」その他全文

イ「事実証明書2」

「一般社団法人日本産業機械工業会」のホームページ内の同名の報告文「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」(http://www.jsim.or.jp/kaigai/1007/004.pdf - 掲載日:2010-08-06 発表元:日本産業機械工業会)ウ「事実証明書3」

平成 25 年 9 月 19 日判決言渡 平成 25 年 (行口)第 167 号 旅費等返還 請求控訴事件 東京高裁判決全文

4 請求の要件審査及び受理

平成 26 年 3 月 20 日の監査委員協議会において、本件請求の要件審査を行った。 要件審査の結果、請求人の資格、監査請求期間及び監査請求の対象など、地方 自治法(以下「法」という。)第 242 条に規定する要件を具備していると認め、 平成 26 年 3 月 12 日付で受理した。

なお、請求書に一部誤記などがあったことから、請求書の補正を行った。

第2 監査の実施

1 監査委員の除斥

監査の実施に当たっては、地方自治法(以下「法」という。)第 199 条の 2 の 規定に基づき、須賀精二監査委員及び中道貴監査委員は除斥とした。

2 請求人及び江戸川区長への実施通知

(1) 陳述実施通知

請求人に対し、平成 26 年 3 月 24 日付で法第 242 条第 6 項の規定に基づき、 平成 26 年 4 月 9 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設ける旨の通知を送 付した。

(2) 監査実施通知

江戸川区長並びに江戸川区議会議長に対し、平成 26 年 3 月 24 日付で法第 242 条の規定に基づく監査の実施及び陳述を行う旨の通知を、住民監査請求書と事実証明書の写しを添付して送付した。

3 監査対象課と関係書類の提出

(1) 監査対象課

区議会事務局(以下「事務局」という。)

(2) 関係書類の提出

- ア 事務局に対し、平成 26 年 3 月 24 日付で江戸川区監査事務運営要領第 20 条に基づき関連資料の提出を求めた。
- イ 平成26年4月4日に、事務局から答弁書を受理した。

4 証拠の提出及び陳述

- (1) 請求人の陳述
 - ア 陳述は、平成 26 年 4 月 9 日午前 9 時 30 分から開始した。
 - イ 請求人代表が、本件請求の要旨を補足する陳述を行い、あわせて陳述書の 提出があったため、同日付で受理した。
- (2) 事務局の説明聴取
 - ア 説明聴取は、平成 26 年 4 月 9 日午前 10 時 30 分から開始した。
 - イ 事務局長に対し、本件請求に対する説明及び意見の聴取を行った。

5 監査の対象事項

本件監査にあたっては、請求人が「第一に、ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告は、一般社団法人日本産業機械工業会の報告からの丸写しであり、視察の名に値しない。第二に、東京高裁判決に照らしても、本件視察旅行は違法または不当である。」と主張する事項について、その適否及び違法又は不当の有無を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

第3 請求人の陳述要旨、監査対象課の説明要旨

- 1 請求人の陳述要旨
 - (1) 請求人の陳述
 - ア 海外視察目的 6 項目にわたる「報告書」のうち、「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」が、総括に至るまでほぼ全体にわたって「一般 社団法人日本産業機械工業会」の同名の報告書、ホームページの掲載日は 2010 年 8 月 6 日であるが、自民党の視察が行われる 2 年半近く前の報告書 と外形的な説明から最後の総括に至るまで、字数にして 4 分の 3 が、この法 人報告からの盗用である。
 - イ それ以外の5項目で述べられている内容についても、わざわざドイツを訪問するまでもなく、日本国内で容易に入手可能な情報を主な内容としており、外形的、抽象的な事実の記載及び写真掲載と一般的な感想にとどまっており、特段の調査研究の成果とは言えず、江戸川区の政務調査費処務規程の支出項

目別取扱基準にある海外視察及び報告書に該当しない。

- ウ その判断の根拠は、平成25年9月19日の東京高裁判決を基に判断した。 議員の自立的裁量権を全面的に否定する訳ではないが、無制限に認められる ものではなく、幾つかの判決の中で示された政務調査費、或いは公費使用の 客観的な判断基準が出ている。
- エ 今回の報告書がとても具体的な成果を詳細に記載したとは判断することができず、その後の議員活動に十分反映されているとは判断し難い。
- オ 東京高裁判決では、海外で得た情報なるものが我が国において容易に入手できるものなのか、そこに行くことによって初めて入手できる具体的な内容を含んだものなのか、報告書が単なる外形的、抽象的な記載ではなく、当該地方公共団体にとって有益な具体的な情報が盛られているのか否か、という判断基準が示された。
- カ 政治家の公費での視察旅行には特段の調査研究報告が求められ、海外観光 地の訪問は議員としての見識を高めることになるとしても、それらは本来自 らの費用による旅行として行うべきという判断を示している。
- キ 奈良県生駒市監査委員会の一部返還の勧告事例では、議員の書籍購入に関して、それが公費をもって当該書籍を購入することが相当であると認められる程度に、市政との関連性が明確であるとは言えないとの判断を示した。ここでは政務調査費による使用が相当であると認められる限度に当該自治体との関連性が明確であったかどうか、支出された費用が当該自治体についての調査研究活動に必要な経費かどうか具体的に明らかにされているかどうかという判断基準が示されている。
- ク 以上のことから、江戸川区の政務調査費処務規程、或いは政務活動費処務 規程の支出項目別取扱基準の中にある海外視察及び報告書なるものに、今回 の視察及び報告書が全く該当せず、丸写しであるような報告書を成果として 書かざるを得なかった視察そのものが、政務調査費の使用による視察として は成り立たない。
- ケ したがって、本件視察旅行で使われた政務調査費 574 万 5 千円の損害が区 に生じたものであるから、江戸川区長は区議会自由民主党に対して弁償を求 めることを要求する。
- コ 今回の視察旅行は(甲)という旅行会社に頼んで行ったが、この旅行会社 は視察旅行専門の会社であり、そのホームページでは「視察物ツアーの内容 報告に関する業務もお任せください」とまで書いてあり、今の視察旅行とい うのはそういう形で行われているのかなと疑問に感じている。

(2) 監査委員との主な質疑

- <委員>一般社団法人日本産業機械工業会のホームページですが、どのように 見つけたのですか。
- <請求人>6項目の報告書の題名をインターネットで検索したところ、これだけがたまたまヒットし、それを開いたところこれが出てきた。全く偶然です。
- <委員>あと5項目の報告については、丸写しなどの問題はないのですか。
- <請求人>一般の観光旅行とは異なる特段の調査研究がなされた報告書であるかどうかという判断基準から見たとき、江戸川区政との関連性において具体的な関連性が明確な形で報告されているか否かという観点から見たとき、外形的、抽象的な記載にとどまっており、写真のみの掲載である点、書かれている内容が我が国において容易に入手可能な情報なのか、現地に行くことによって初めて仕事ができるような情報に基づいた報告なのかどうかという観点から見たとき、必ずしもそうとは言えないと他の報告についても判断しました。丸写しは論外だが、区別して評価しました。
- <委員>今回の報告の評価から、結論として全額費用弁償すべきとの要求に至るまでで、何か補充する意見はありますか。
- <請求人>我々としては、違法ではないにしても社会的、政治的、道義的に見て今回の視察旅行及び報告書に関しては問題があったのではないかというレベルで収まるか、丸写しの視察に関しては視察と認めず、全部でも項目あるので、6分の1に該当する部分の返却を勧告する形もあり得るが、今回の視察旅行全体が視察旅行とは言えないとの判断から全額という形を取らせて頂いた。

全て視察と見なさないという厳しい判断を下すことによって、今後の 視察のあり方に対する牽制球というか縛りを確固たるものにすると、江 戸川区においてということにもつながるのではないかなという意味合い において、敢えて全額返還を要求させて頂いた。

2 事務局の説明要旨

(1) 事務局の説明

ア 政務調査費について

平成 12 年 5 月の地方自治法改正により法定化され、条例の定めにより調査研究に必要な経費として政務調査費が、会派毎に議員一人当たり月額 20 万円が交付できるようになった。

条例では、政務調査費の使途基準を条例施行規則、或いは処務規程で定め

ることとし、議長に実績報告書の提出を義務付けている。

イ 実績報告書の確認について

実績報告書の点検内容は、支払明細書、領収書並びにその使途に関する付属書類を基に、支出項目と目的や金額を確認し、支出基準に合致しない支出は実績から除外し、合致した支出を合計し、年間の政務調査費としている。

ウ 海外視察報告書について

実績報告書の添付書類として確認している。ウィーン市 Pfaffenau ごみ 焼却処理施設報告書の記載には、ホームページに掲載されている報告書の内 容と類似の点はあるが、視察は現地の説明を聞き、事実を整理して会派とし ての見解をまとめたものなので、施設の概要や現地の実情、確認した事実は、 同様の記述になる。

総括も、最終的な見解として費用対効果の面では不明確な部分が多く、今後の検討課題であると締めくくられており、これを導き出すために必要な事実を記載したもので、報告書としての体裁は整っている。

エ 旅行会社と事務局の関係について

視察は会派で行われており、事務局は関与していないので、視察に先立って資料等が提供されたかどうかも承知していない。

オ 視察に政務調査費を使う妥当性について

視察報告書は、視察先、視察年月日、視察の概要及び訪問者所感を実績としてまとめることが政務調査費の支出基準であり、そうした視点で点検を行っている。

今回の海外視察は、ごみ焼却処理施設以外にも防災や保育事情、都市農業 や音楽教育など、区政にとって直面する行政課題の中から六つの視察先を抽 出し、その課題と解決策について説明を受け、会派として見解をまとめる形 態となっており、視察の目的は達成されていると考えているので、違法性や 不当性を指摘されるものではない。

カ 東京高裁の判決について

山梨県議が行った4件の研修旅行が不当との指摘を受けた事例だが、この 視察は観光名所を連続して訪れ、報告書に虚偽記載があるなどによって当該 旅行が観光中心の私的旅行と指摘されたと承知している。

今回の自民党の視察報告書及び視察自体を、それと同等で比べることはできない。

キ 政務調査費に関する支出基準について

視察は議員が政務活動に資するために行うものであり、その成果は報告書だけでは計り切れない。視察後にその活動の成果を議会活動に生かしていくことが必要と考える。具体的には、その視察の内容について江戸川区の施策

に当てはめ、新しい提案や事業の改善に使うといった活動が、報告書に表れない議員の活動に資する成果である。

ク 報告書の外形的、抽象的な記載について

視察先の事実とともに総括の部分で、区政に当てはめるとこのような課題や問題点があると、きちんと記載されており、報告書自体は内規で定めた視察報告書の体裁は整っていると判断した。

ケ 今後の事務局の関与について

指摘を受けること自体が、議会として襟を正していかなければいけない。 世間的な関心や裁判所の判断などが厳しくなっていることを事務局から 伝え、報告書に限らず、議員個人の施策や提案、或いは議会活動にも活用す るよう求めていく。

コ 支出基準や報告書のあり方の改善について 政務調査費、政務活動費の使い道については、マスコミ等でも報道されて いるので、使途全般にわたって疑念を持たれないような使い方をするよう、 各会派の理解を得て、これからも徹底する。

【請求人の陳述要旨並びに事務局の説明要旨は、監査結果を導くために必要と考えられる内容を掲載した。】

第4 事実関係の確認

監査の結果と判断を導き出すにあたり、請求人から提出された措置請求書、事 実証明書及び陳述書並びに事務局から提出された答弁書などをもとに確認した事 実は、次のとおりである。

- 1 区議会自由民主党海外視察旅行
 - (1) 視察先:オーストリア及びドイツ
 - (2) 視察期間:平成24年11月12日~11月19日(8日間)
 - (3) 旅行代金:5,745,000円
 - (4) 参加人数:10名
 - (5) 視察内容
 - ア オーストリア・ウィーン市におけるごみ焼却処理施設
 - イ オーストリア・クレムス市における洪水対策
 - ウ オーストリア・ウィーン市におけるプライナー音楽院
 - エ ドイツ・ミュンヘン市における子どもネットワークコーポレーション (保育園)
 - オードイツ・ウルム市におけるエネルギー転換策と環境政策

カードイツ・ゲルメリングにおけるクラインガルデン(市民農園)

(6) 旅行代理店:(甲)株式会社 代表取締役(略) 東京都港区(略)【視察当時】

2 報告

区議会自由民主党の平成 24 年度政務調査費実績報告書は、本件視察報告書を 含む関連書類を添えて、平成 25 年 4 月 30 日付けで江戸川区議会議長に提出され ている。

第5 監査の結果と判断

1 監査結果

本件海外視察は、視察先とその視察内容からみて調査研究としての実質が認められる。従って、「本件海外視察が視察の名に値しないので政務調査費の全額返還を求める」との請求人の主張は妥当ではないと判断したので、本件請求を棄却する。

2 判 断

請求人は、措置請求書において2項目にわたる主張を記載し、意見陳述において て詳細な主張を行った。

これらの事項について、事実関係の確認、請求人の陳述、事務局の説明及び関係資料の調査に基づき、請求人の主張する以下の5項目について、次のとおり判断する。

- (1) 「平成24年度ウィーン・ミュンヘン海外視察報告書」のうち「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」が、総括に至るまでほぼ全体にわたって、「一般社団法人日本産業機械工業会」のホームページ内の同名の報告書「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」からの盗用である、との主張について
 - ア 報告は3頁にわたり、実施日や視察先のほか、施設の概要及び視察報告、視察結果を記載した総括、3枚の写真で構成され、バイオガス施設副所長の案内による視察の報告となっている。
 - イ 記載内容には、「一般社団法人日本産業機械工業会」の報告内容と同様の記載があるが、施設の概要や状況など事実についての記載である。
 - ウ 「一般社団法人日本産業機械工業会」のホームページ内の同名の報告書は、 請求人がインターネットの検索によって偶然発見したことからも、この報告書

から盗用したと断定することはできない。

- (2) 他の5項目の報告内容が、わざわざウィーン・ミュンヘンを訪問するまでもなく、日本国内で容易に入手可能な情報を主な内容としており、外形的、抽象的な事実の記載及び写真掲載と一般的な感想にとどまっている、との主張について
 - ア ドナウ川の河川防災と危機管理についての報告は13頁で、実施日時、視察 先及び項目のほか、ドナウ川の流路図を含め4頁にわたり視察報告及び視察 結果が記載され、8頁にわたる写真で構成され、クレム市消防本部主任の案 内による視察の報告となっている。
 - イ ウィーン市プライナー音楽院についての報告は1枚の写真を含む2頁で、 実施日及び視察先のほか、「音楽の都」ウィーンの概要及びプライナー音楽院 の状況、総括では「青少年の翼」事業の拡充に向けての視察結果が記載され ている。
 - ウ 子どもネットワークコーポレーションについての報告は、写真4枚を含む 4頁で、実施日及び視察先のほか、施設の概要と聴取した情報、ドイツの待 機児童政策、総括では幼保一元化に向けての視察結果が記載されている。
 - エ ウルム市におけるエネルギー転換策と環境政策についての報告は、写真4枚を含む8頁で、実施日及び視察先のほか、ウルム市の概要及びエネルギー政策、ヨーロッパエネルギー賞と太陽光発電、エネルゴン 無暖房住宅 やセントラルヒーティングについて記述されており、総括では再生可能エネルギーの普及にむけての自治体の取り組みの必要性などの視察結果が記載されている。
 - オ ゲルメリング クラインガルテン協会についての報告は、写真6枚を含む 5頁で、実施日及び視察先のほか、施設や協会の概要と特徴及び視察報告、 総括では区民農園等を踏まえた視察結果が記載されている。
 - カ 以上のことから、「平成 24 年度ウィーン・ミュンヘン海外視察報告書」の 内容は、日本国内で容易に入手可能な情報とは認められず、「外形的、抽象的 な事実の記載及び写真掲載と一般的な感想」との請求人の評価をそのまま受 け入れることはできない。
- (3) 山梨県議らの平成 21 22 年度研修旅行に対して、850 万円もの返還命令を出した東京高裁判決に照らしても、本件視察旅行は違法又は不当である、との主張について
 - ア 東京高裁判決は、山梨県議会議員らがアメリカ合衆国に3名、エジプト・アラブ共和国に5名、大韓民国に7名、屋久島に8名が海外等研修として政

務調査費を旅行費用に充当したことについて、山梨県知事に対して返還請求を求めるもので、この4件の海外研修は行き先や日程がいずれも観光名所等が中心であり、海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行と判断された。

- イ 当該判決では、「アメリカ視察・報告」が、訪問したこともない場所を訪問 し会ったこともない人から説明を受けたかのような重大な虚偽の内容を記載 した報告書を漫然と作成し提出したと指弾されている。
- ウ 区議会自由民主党の「平成 24 年度ウィーン・ミュンヘン海外視察」は、報告書からも明らかなとおり観光名所等は訪問しておらず、区政の課題を踏まえた視察先で調査研究を行っていることから、山梨県議らの海外研修と同等に扱うことはできない。
- エ 以上のことから、本件視察旅行には違法性又は不当性は見受けられない。
- (4) 奈良県生駒市監査委員会の一部返還勧告の事例で示された、当該自治体との関連性が明確であるか否か、支出された費用が当該自治体についての「調査研究活動に必要な経費かどうか具体的に明らかにされて」いるか否か、という判断基準によれば、「平成24年度ウィーン・ミュンヘン海外視察」は、区議会自由民主党15名の議員の3分の2の10名が600万円近くの公費をかけることが「相当であると認められる程度」に江戸川区政との関連性が明確であったとは言えない、との主張について
 - ア 奈良県生駒市監査委員会の事例は、政務調査費で購入した書籍5冊について市政にどのように関係しているか不明で、市政についての調査研究活動に必要な経費かどうか具体的に明らかでないとして、使途基準に該当する経費として認められないとされたものである。
 - イ 区議会自由民主党の「平成 24 年度ウィーン・ミュンヘン海外視察」は、報告書のとおり、区政の課題を踏まえた視察先で調査研究を行っていることから、江戸川区政との関連性は明らかである。
- (5) 「平成24年度ウィーン・ミュンヘン海外視察」は、江戸川区の「政務調査費処務規程」内の「支出項目別取扱基準」に反するものである、との主張について
 - ア 江戸川区議会政務調査費処務規程(平成23年4月1日議長決裁)第2条では、「規則別表第1に規定する政務調査費の使途基準に基づき支出する政務調査費については、支出に当たっての留意点等を規定する支出項目別取扱基準(別表第1。(平成23年4月1日改正))に留意して、これを支出しなければならない。」と定め、別表第1の支出項目別取扱基準、1調査費、会派において行う講習会、調査旅費に要する経費の具体例(4)海外視察、管外視察、そ

の他の視察調査費の支出に当たっての留意点では、「報告書を作成し添付する (内容は委員会視察報告書に準じる。)」と規定されている。

イ 委員会視察報告は、区議会ホームページでも閲覧できるが、視察市の概要、 施策の概要及び委員・会派の所感で構成されている。

「平成24年度ウィーン・ミュンヘン海外視察」も同様の構成で報告書が作成されていることから、「支出項目別取扱基準」に反するものとは認められない。

第6 監査委員の意見

平成12年5月の地方自治法の改正に伴い法定化された政務調査費(政務活動費)は、江戸川区政に関する調査研究に資するための必要な経費の一部として交付されており、議会の審議能力を高め、その役割を遂行するうえでの重要な経費である。

しかしながら、政務調査費は税金による交付金であることから、使途の透明性が 十分確保され、区民への説明責任を果たすことが大切である。

本件の住民監査請求は政務調査費を使った海外視察が対象とされたが、政務調査費全般の使途については区民の厳しい目が向けられており、適正な処理とともに議員の調査研究が区政に役立てられることが求められている。

本区においても、政務活動費の交付に関する条例及び同施行規則、区議会政務活動費処務規程が設けられ、その支出項目別取扱基準が定められている。

視察の実施にあたっては、区民の誤解を招くことのないよう、視察地の選定や視察の目的を明確にすること。また、視察における成果等を記載した報告書を作成し、 視察後には議員活動や議会活動に積極的に生かし、本区の施策の充実に寄与することを強く要望する。

以上

資料

請求人:「目録」の写し

番号	監査請求人氏名	住 所	押印
1	В	江戸川区西葛西	EП
2	С	江戸川区平井	ЕД
3	D	江戸川区中葛西	ЕП
4	E	江戸川区西瑞江	EП
5	F	江戸川区西葛西	ЕП
6	G	江戸川区清新町	ЕП
7	Н	江戸川区東小松川	ED

【監査請求人氏名はアルファベットで表記し、住所は町名のみ、職業欄は削除 のうえ記載。なお、便宜上、番号欄を付した。】